

# 特集1 自衛隊中東派兵に反対する

## 自衛隊の中東派兵・安保法制と日本国憲法

飯島 滋明

### 1 自衛隊の中東派兵の経緯

2019年7月、トランプ大統領がホルムズ海峡での民間船舶の安全確保を名目とする「有志連合」を提唱し、各国に参加を呼びかけた。その際には安倍政権は参加しない意向を示した。ところが19年10月、河野防衛大臣は「調査・研究」（防衛省設置法4条18号）を根拠に海上自衛隊の護衛艦派兵の検討をはじめた。19年12月27日、海自のP3Cと護衛艦の中東派兵が閣議決定された。20年1月11日、那覇基地からP3Cが派兵された。2月2日には横須賀から護衛艦「たかなみ」が派兵される予定となっている。「調査・研究」を根拠とする自衛隊の中東派兵、そして「国会承認」なしに自衛隊を派兵する安倍自公政権の問題は多く指摘されている。ここでは異なる視点から「自衛隊の中東派兵」を論じる。

### 2 自衛隊の中東派兵と憲法

イランのソレイマニ司令官殺害により、中東では戦争の危険性すら懸念された。ただ、こうした状況でも安倍自公政権は自衛隊派兵の中止を検討しなかった。1月11日、那覇基地からP3Cが派兵された。2019年12月27日の閣議決定の際、安倍首相は「原油輸入の9割は中東に頼っている」などと発言した。中東への自衛隊派兵は元幹部自衛官からも擁護する発言が相次いだ。たとえば元海上自衛隊海将の香田洋二氏は、「事態が悪化したからこそ、自衛隊を派遣すべき」と発言している。

ところで、自衛隊を中東に派兵すると決断した安倍首相等の政治家の動向はどうか。中東が戦争の危険性があると、安倍首相の中東訪問の延期が検討された。このことが報道されると、ネットでは安倍首相に対して「卑怯者」「相変わらず逃げ足だけは早い」などの批判が相次いだ。

1945年3月、沖縄戦がはじまると、政府は沖縄の市民や兵士には徹底抗戦を命じた。ところが政治家たちは1944年10月以降、東京から長野県松代に逃げる準備をしていた。1945年8月9日、ソ連軍が満洲に侵攻した。その時、関東軍は市民を守るどころか女性や子どもを置き去りにして逃げた。このように、戦争で犠牲になるのは市民や一般兵士であること、戦争をはじめた政治家や軍の上層部はいざとなれば逃げるなど、卑怯で無責任な行動をとった。だからこそ日本国憲法では徹底した「平和主義」が採用され、政治家や軍の上層部に対して無責任な「戦争」や「武力行使」を禁止している。たとえば憲法前文では「日本国民は、……政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」と明記されている。

無責任な政治家や軍の上層部が戦争などを決断すること、そして犠牲になる可能性が高いのは、戦争をはじめた政治家や軍の上層部ではなく一般兵士という事実は、自衛隊の中東派兵も同じである。2020年1月11日、海上自衛隊那覇基地から派兵される自衛官の隣で泣いている女性の姿はテレビでも放映された。2月2日に派兵され

る護衛艦「たかなみ」に搭乗予定の自衛官が家族に遺書を書いたことが報じられている。自衛隊の中東派兵で犠牲になる可能性が高いのは派兵される自衛官であり、家族などは派兵された自衛官を心配せざるを得ない状況に置かれる。ところが中東の平和と安全が「日本にとって死活的に重要」と発言していた安倍首相本人は、中東が危険になると中東訪問の延期を検討する。

元幹部自衛官も、自分たちは実際に危険な地域に行かないから勇ましいことを言う。元海上自衛隊海将の香田洋二氏は「この問題を考えるにあたって最も優先して考えるべきは、日本人の生命と財産を守る」と発言する。言語道断である。「財産」を守るために「自衛官の命」を危険にさらすべきなどと発言するのは無責任極まりない。日本関係船舶の安全は外交的手段で解決されるべき問題であり、安倍首相以下の政治家たちは粘り強く平和的外交努力を続けるべきである。自分たちは決して戦場に行かず、中東に派兵される自衛官の命の重み、派兵される自衛官を気遣う家族のことを配慮しない、無責任な政治家や元幹部自衛官の口車に乗り、自衛隊の中東派兵を認めてはならない。

そして実際に戦場に行かない政治家や幹部自衛官は「日本人の生命を守るため」

際平和」などと美辞麗句をならべて、「集団的自衛権」に代表される、世界じゅうでの武力行使を可能にする「安保法制」や「自衛隊明記の憲法改正」に賛成する。しかし、戦場に行かされる曹士自衛官やその家族、関係者の多くは「安保法制」や「自衛隊明記の憲法改正」に反対していることも留意する必要がある（自衛官の発言については私も編者となっている『安保法制を語る！ 自衛隊員・NGOからの発言』現代人文社、2015年）、『自衛隊の存在をどう受け止めるか』現代人文社、2018年（参照）。

### 3 中東への自衛隊派兵と安保法制

測を述べるもの」とされている。ところが最近の中東情勢を見ても、「戦争」の危険性は「予測を述べるもの」などと切り捨てられるものではない。また、イラン革命防衛隊は声明で、アメリカの同盟国に対し、各国の領土がアメリカによる攻撃に使われた場合、イランの反撃の標的になると警告した。情報提供などを含め、自衛隊がアメリカの軍事活動に協力すれば、日本自体が攻撃対象になる危険性があること、ホルムズ海峡を通過する日本船舶が攻撃対象となる危険性をもたらす。

2019年12月27日の閣議決定の際、安倍首相は「中東地域の平和と安定は日本にとっては死活的に重要」と発言している。中東に派兵される自衛隊が有事に遭遇した際には「海警行動」（隊法82条）で対応することになっている。ところが2015年の国会審議を見れば、そして今も安倍首相が中東地域の平和と安全が「死活的に重要」と認識しているのであれば、「安保法制」がある限り、「ホルムズ海峡」での集団的自衛権の行使を含む、アメリカとの共同武力行使に自衛隊が加担する可能性もある。2019年11月7日の安保法制違憲訴訟東京地裁判決では、「米国による戦争」が「予

（いじま・しげあき／名古屋学院大学）